

特集 ■ 今後の地方教育行政の在り方

教育委員会制度50周年記念式典 文部大臣式辞……………有馬 朗人 2

■ 座談会

これからの教育委員会に求められるもの

(出席者) 小川 正人, 木田 宏, 國分 正明,

佐々木 初朗, 鈴木 忠志, 徳永 保…………… 4

■ 論文

今後の地方教育行政の在り方……………河野 重男 24

■ 解説

今後の地方教育行政の在り方について……………政策課 28

—中央教育審議会答申—

■ 答申

今後の地方教育行政の在り方について(中央教育審議会答申)…………… 32

■ 提言

教育委員会発足50周年に望む……………今村 武俊 107

「管理」から「支援」に変わる教育行政……………永井 順國 109

今後の地方教育行政に望むこと……………市川 正 111

今後の教育委員会に望みたいこと……………伊藤 義夫 113

今後の教育委員会に期待すること……………天笠 茂 115

今後の教育委員会に期待すること

—生涯学習社会構築の観点から—……………山本 恒夫 117

■ 解説

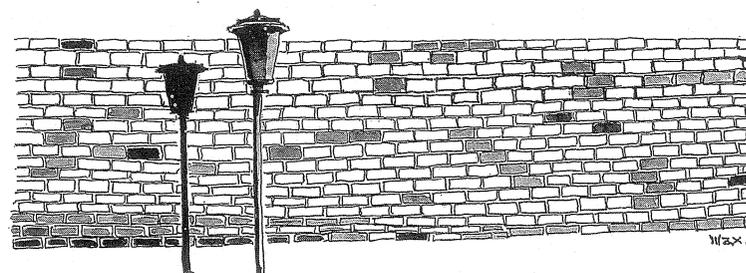
教育委員会制度の歩み—その成立と定着—……………地方課 119

■ 資料

教育委員会制度50年の歩み(年表)…………… 134

教育委員会制度50周年記念

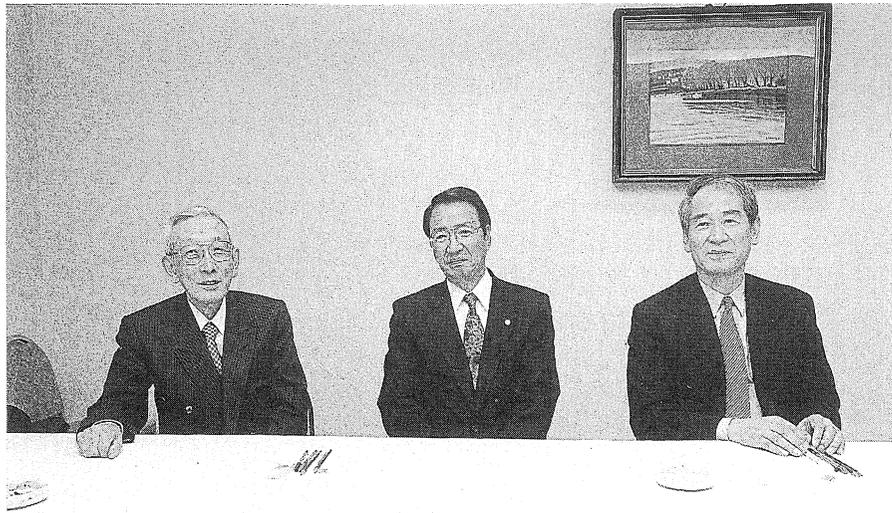
特集 今後の地方教育行政の在り方



座談会

これからの教育委員会に求められるもの

- 出席者 小川 正人 (東京大学教授)
木田 宏 (新国立劇場運営財団理事長)
國分 正明 (日本芸術文化振興会理事長,
東京都教育委員会委員)
佐々木 初朗 (盛岡市教育委員会教育長)
鈴木 忠志 (演出家, 劇団SCOT主宰)
- 司会 徳永 保 (文部省教育助成局地方課長)

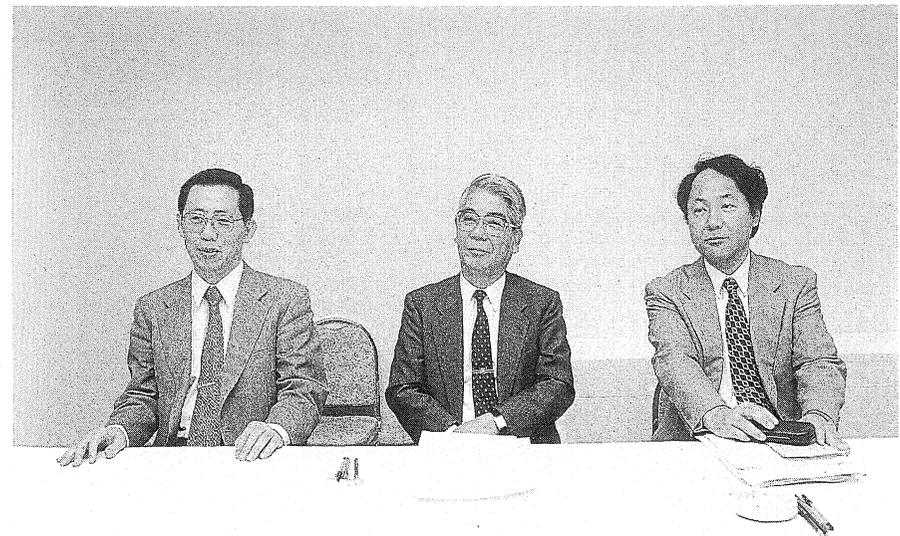


徳永 本日は、御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。本年は教育委員会制度が発足をして以来、50年に当たる大きな節目の年です。そこで、本日は教育委員会とのかかわりの深い5人の方々にお集まりいただきまして、「これからの教育委員会に求められるもの」というテーマで、これまでの教育委員会の歩みを振り返りつつ、21世紀に向けた地方教育行政の在り方、これから教育委員会が果たすべき役割について御論議をいただき、多くの関係者の参考にさせていただければと考えております。

地方教育行政の在り方につきましては、去る9月21日に中央教育審議会から答申が出されました。皆様からお話をいただく前に私の方からこの中央教育審議会の答申の主なポイントを御

紹介したいと存じます。

まず、1点目としましては、教育改革を進めていく、具体的には、学校教育の改革を進めていくための学校運営の在り方、あるいは教育委員会と学校との関係の在り方の見直しです。2点目は、現在政府全体で取り組んでおります地方分権の推進を踏まえて、教育行政における国、都道府県、そして市町村の役割分担を見直すということです。3点目としては、地域の教育力の向上、地域コミュニティの育成、あるいは地域の振興に教育委員会が十分その役割を果たすべきであるということでもあります。特に地域の教育力の向上ということについては、各地域の中で学校相互の連携、学校と他の教育機関との連携、あるいは様々な地域における自発的な活動を支援し、それらと学校等の公的な教育機関





木田 宏氏

の活力を融合させていくことが教育委員会の新しい役割であるとしております。

また、3点目に関連して、従来とすれば、教育行政に限らず行政というもの、意思決定の上でも施策を実施する上でも、主として行政当事者や関係者によって行われてきたことに対して、教育行政、学校運営に地域住民の積極的な参画、意向反映と協力を求めていくことも提言されております。これが今回の中教審答申の主たるポイントであろうかと思えます。

今、申し上げましたような地域コミュニティの育成、地域振興、あるいは地域の教育力の向上ということにつきましては、住民にとっては一番身近な地方公共団体である市町村が担うべき部分が非常に大きいと思えます。そこでまずはじめに、市町村教育委員会に関しまして、皆

様からいろいろお話を伺いたいと思います。本日この座談会に御出席いただいた木田理事長は、創設当初から教育委員会制度に深くかかわってこられておりますし、特に、現在の教育委員会制度の基本となっている昭和31年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の制定については、地方課長として直接携わってもおられますので、市町村教育委員会の意義、役割についてお話を伺えればと思います。

教育委員会制度創設の経緯

木田 戦後の色々な教育改革の中で、学校制度の改革、例えば6・3制の導入などは、戦前からの連続性をもっており、おのずから行くべき方向へそのまま流れていったと思います。しかし戦前の流れと違ったのは、教育行政のシステム、つまり教育委員会制度を作るということで、これについては、日本の教育行政の分断化につながるとして、当初は教育関係者が強く反対したわけです。しかし、最終的には連合国軍から、制度のパターンが示されて、それを法律にすることになりました。それが昭和23年に制定された教育委員会法です。

昭和25年頃から、私は教育委員会制度の改正に関係していたのですが、昭和27年いよいよ日本が独立する、また、教育委員会制度が全面实施されるという状況の中で、何とかこれをもう少し日本の実情に合ったものにしようということになりました。そこで、省を挙げて研究を始めたわけです。しかし、もう少し本格的な議論をしたということで、教育委員会の全面設置を延期する法案を提案しました。その法案が参議院は全会一致で通ったのですが、衆議院の文

教委員会で否決された。そして、否決されたまま衆議院が解散され、総選挙が実施されるということになり、いわば時間切れで、昭和27年に全国の市町村に教育委員会を置くということになりました。

そして、昭和27年から1期4年の教育委員の任期が終わる31年、何とかここで教育委員会制度を日本の実情に合ったものにしなければという時期に、私はたまたま担当課長になりました。

実はそれ以前に私は千葉県の教育委員会に出向し、実際に勤務をしていた経験があります。教育委員会が設置されていたところでは、立派な教育長さんがいていい仕事をされているというのが実感でしたが、教育委員会がない市町村は就学通知だけを出して、後は学校にお任せという実態だったと思います。

そういう経験をして、そして昭和31年に教育委員会制度をどういうふうにするのかということをも自分なりに考えたときに、27年からたった4年間だけで市町村の教育委員会を無くしてしまうというのはもったいない、何とかこれは残しておいたほうがいいのではないかと考えたのです。また文部省へ帰ってから、岸和田市の教育委員会から「学校が全部焼けて教材が何もなくなくなった、せめて動物園、植物園をつくって、動植物というのはこういうものだとすることを市内の学校の子供たちに見せたい」という話を聞きました。これにはびっくりしましたね。県にいるときにもこんな話は聞いたことがない。

さらに野田市の教育委員さんからこんな話を聞きました。「大きな合併があって野田市になってはみたが、もともとある旧野田町の小学校と周辺の学校と相当学力が違う。どうしたら、こ

の合併した、新規に入ってきた学校の学力水準を上げることができるか相談に乗ってくれ」という話でした。地域の子供のことについて、これだけ真剣に考えてくれる人が数少ないとはいえ出てきている市町村の教育委員会をなくしてしまっただけでよいというのはいけな。どこまで実験ができるか頑張らなければならないというのが担当課長としての当時の私の気持ちでした。

これは省内でもあまり賛成はされなかったし、それから各省と折衝すると、「それはおかしい。今まであれはいかんとやってきたのを、おまえが頑張るといふ法はないじゃないか」と言ってえらい問題になった。しかしそのときに、やはり出来てしまった法律の強さといいますか、これは自分がどう思おうと、法律に沿って事務が動いていくわけです。ですから私は、絶対に市町村の教育委員会は無くさないということで頑張った。

それで、今の現行の地教行法の原案をそのまま押し通したんです。そういう経験があって、地域の学校のことは地域の責任者が基本的には責任を持つようにしていんだというふうに思っています。

しかし、関係者の意識は必ずしもそうではないのです。だから県の方からは、「県費負担教職員の人事を行うのに市町村の教育委員会の内申を待とは何ごた、こんな邪魔なものを作ってくれて」というような意見が出ますし、一方では人事にとんでもない関心の持ち方をして、困っちゃうんですね。しかし、「おらが村の学校」という理念と意識は、今の法律にも貫かれています。

地教行法の制定で大きく変わったことの一つは、教職員の人事権です。教育委員会法の時代には、教職員の人事権が市町村にあったわけですがそれを改めて、俸給は県で負担しているのだから、この人事権だけは県に持たせなければおさまりがつかないなどと考えて、市町村の内申を待って県が行使するというように持っていました。これは現在も大体当初の予定のとおり円滑に動いていると思います。

徳永 今日御出席の佐々木教育長さんは、現に盛岡市で教育行政を担当していらっしゃいますけれども、教育長の目から御覧になって、市町村の教育委員会が、学校教育だけではなく、社会教育、文化振興などに様々な果たしてきた役割をどのように考えていますか。

教育委員会の地域への係わり

佐々木 今、お話がありましたように、地方では、おらが学校という意識が極めて強力です。今でももちろんそうです。ですから市町村の教育委員会が活性化しないと言われてきておりますのは、ちょっとおらが学校の意識とは矛盾するのではないかとされるかもしれませんが、戦後50年間に渡って教育行政が展開されてきた中で、社会の方の動きのテンポが速くなりました。各地方の教育行政それ自体がその動きに追いついていけない、そのスピードに追いつかないという面もあるのではないかなと思っています。それは教育行政だけでなく、学校教育も同じではないかと思っているのですが。

また、地域コミュニティの育成とか、地域の振興、地域と学校教育がどうかかわっていくかということになりますと、確かに学校の方では

今、自分たちの学校の仕事で精いっぱい、地域とのかかわりは必ずしも十分でないであります。しかし地域の方がどんどん進んでいるのですから、何とか地域と学校とをつなげていかなければならないというのが、これからの課題であろうと思います。

地域との連携の問題については、市町村の教育委員会は社会教育を通じて積極的にやっています。成果も、それぞれの市町村の段階では上げていると思っています。ただ、地域コミュニティに教育委員会がどうかかわっていくかという課題については、市長部局との連携、これをいかに教育委員会がかみ合わせていくかによって、だいぶ成果の違いが出てくるのではなからうかと思っています。逆に言えば、地域コミュニティの振興を教育委員会だけで取り組むことについてはなかなか難しい面があるのではないかなと思います。

徳永 教育委員会の役割の中には学校教育だけではなく、文化・芸術、あるいはスポーツの振興というように、大変広い分野があります。地域文化の振興につきまして、今、佐々木教育長さんの方からお話がありましたように、教育委員会だけとか、あるいは市長部局だけとかということではなくて、それぞれが連携しながら全体として地方の行政がどのような役割を果たしていくべきなのか、あるいはこれまで地域の文化の振興について、行政がどんな役割を果たしてきたのかということについてお話を伺いたいと存じます。鈴木先生は富山県を拠点の一つとして御活躍されているほか、茨城県の水戸芸術館ACM劇場の芸術総監督を務められ、現在でも静岡県の舞台芸術センターの芸術総監督に

就任されており、大変地域的な文化活動に御造詣、御経験が深いわけですが、鈴木先生の目から御覧になって、地域の文化振興における教育委員会、地方教育行政の役割について、お話をいただければと思います。

地域の文化振興の現状と問題点

鈴木 私が今まで取り組んできたことについて触れながら、お話をさせていただきたいと思ます。今地域には、学校、病院、劇場、スポーツ施設などの施設がありますが、これは地域のコミュニティが形成されていくときには一番重要なものだというふうに考えています。もちろん昔は宗教施設のようなものがあつたと思ますけれども、今はその中でも劇場というのがすごく大切ではないかと思ます。特に公共レベルでの劇場は芸術作品の鑑賞の場としてとらえるのではなく、例えば病院の医療活動や、学校の教育活動と同様の教育から医療とか、就労、そういうものを含んだ、文化活動の場だということにとらえないといけないと思ますね。民間の劇場などの場合は、完結した芸術作品が展示される場としてのいわば美術館のような劇場があつていいと思ますが、公共レベルの場合は、芸術作品が観賞される場としてだけで劇場をとらえてはいけないということです。先ほど木田さんが「おらが村の学校」という考え方を言われたんだけど、今、どこの市町村へ行っても、「おらが町の劇場」といって誇りに思っている市町村はないのです。そして、私はそれを解決するには4つほどの問題点があると考えておりまして、そのことを文化庁の文化政策推進委員会や、自治省の関係会議でも言ってきました。



鈴木 忠志氏

例えば、今劇場は地方自治法244条にいわれている、公の施設という位置づけになっています。これには、「第2項 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。第3項 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と書いてあるんですね。この解釈が地方では、劇場は貸し施設だということになり、また、だれにでも貸さなければいけないということになるんです。そうしますと、ある専門集団とか専門家が長期使用をしたい、そしてそこで教育事業をしたい、それから鑑賞、啓発活動をしたいといつても、まずできない。そういう特定の団体、専門家集団が優先使用、独占使用はできないとされてしまうんですね。

それで、この公の施設という位置づけを何とかしてくれと、我々はずっと主張してきたんですね。そうするとそれは運用で対応しようと、こういう話なんです。運用というのは非常にいいんですが、それはまた主観的なものなんで、担当官の態度に左右されてしまう。

もう1つ、地方では、劇場について、例えばオペラとか、歌手とか、演劇人という専門集団の活動の場であるという概念がほとんどないんですね。ですから稽古場も必要ないし、長期の舞台稽古も必要ないとされてしまう。そもそも今日の日本では、劇場という概念自体がほとんど成立していないんですね。それで単純に貸し施設として、派手な、画一的な、立派なものを建ててしまうため、施設のメンテナンスの費用が財政を圧迫してしまいます。それからもう1つ、劇場に関していいますと、稽古の過程、作品を発表する過程、それから衣装を作ったり照明をやるという過程を市民が見ない限り、出来上がった作品だけ見ても、演劇活動とか舞台芸術というのは正当な理解に到達しないと思います。演劇活動、舞台芸術は、実際にその結果を見て、知識だけ教えてもだめなので、そのプロセス自体、つまり舞台芸術というのは身体知とか身体的な経験の伝承であり、それをどう見るかということの教育ですから、非常に長い時間が必要です。ですから、どうやって住民を巻き込んでいくかということが同時に行われない限り、公共性というレベルに入っていくことができません。ところが例えば、東京の劇団が来たとしても、住民が舞台稽古を見たいと言っても、劇団に貸しているからという理由でそういった住民の要望はホールの側から断られちゃうんですね。

住民のための公共ホールなんだから、当然、何時に行っても後ろ2〜3列は邪魔にならないから住民に見させてあげたらどうだというようなことも成立しないんです。

それで私は、専門官が必要だと思うんです。このレベルになったら住民に公開しない限り貸さないというような判断とか、このレベルは確かに一般の人が入ってくると芸術家は嫌がるだろうから見せなくていいじゃないかとか、そういうようなことを判断できる専門官を入れたらどうだと。それから、住民の中で、例えば照明を見たり、衣装を見て、あの衣装をどう作るか知りたいというような要望が生じた時に適切に対応できるよう、予算の執行権なり人事権を劇場に一定程度与えて、地域住民に教えるようなシステムを創らなければ、劇場が学校や病院と同じようにならないのではないかとというのが、私の説です。

そういう意味で、私は教育委員会なり文部省なりが、劇場という概念をはっきりさせてもらいたいと思うんです。こういうものでなければ劇場と認定しない、今の公の施設というのは、高度な集会場であると。あるいはその集会場の中にも劇場として認定して専門家を雇いなさい、あるいは予算というものは、一般会計がこれぐらいの自治体であればこの程度の予算措置というのは当然すべきじゃないかというような、そういう劇場というものに対する国民のコンセンサスというか、認識がないと、非常にまずいと思います。これをだれがリードしてくれるのか。そこで私は、学校・病院と同じように、おらが村の劇場というようなものについて、教育委員会が頑張って取り組んでいただくと大変ありが

たいなと思います。

教育委員会の新しい役割

國分 最初に木田先生から発足当時の考え方の紹介があって、これと地方教育行政の在り方についての中教審の答申とを、照らし合わせてみると、教育委員会制度の基本構造というものは、今振り返って見ると非常によく出来た仕組みだと思います。

ただ、問題は制度自体ではなくて、むしろそれを運用する立場、あるいはそれを運用する人の意識というものについていろいろ議論があって、それを何とかしなければならぬということから、中教審の提言になった。

ただ、先ほど佐々木教育長さんがおっしゃったように、世の中がだいぶ急激に動いてきていることから、発足時に要求されていた市町村教育委員会の役割と、今日要請されている役割というものが大きく変わってきていると思います。戦後間もない頃は、市町村は、地域住民に勉強してもらわなければという使命感を持って、社会教育事業、芸術・文化活動、スポーツ活動を主催するという主催者でした。それは与えるという形での、今日でいう生涯学習活動というよりも社会教育活動だったろうと思います。ところが現在では、地域住民自体が自ら学ぶ、与えられるのではなくて求めるというように変化が生じてきている。そうすると、市町村教育委員会は地域住民の学習活動、芸術・文化活動、スポーツ活動などの幅広い分野にかかわっていくことが強く求められるようになってきている。また、地域住民などによる自主的なグループや民間の教育事業など様々な組織ができています。

そういうものをどうコーディネートしていくかという役割も要請されてきていると思います。

それから、行政というものも、従来の農林漁業行政なり福祉行政なり何なりでも、命令一下こうなるんだというようにやっていけばよかった。しかし、今やそうではなくて、色々な行政を進めるに当たっては、住民に十分理解してもらって、そして施策を進めないとうまく展開しないという時代になっているわけです。そうすると当然それぞれの行政が、いわゆる生涯学習的な機能というものをあわせ持たざるを得なくなってきた。つまり、教育委員会だけが担当するというのではなくて、あらゆる行政分野で生涯学習的な機能を発揮することが要請されてきていると思います。実際のところも、佐々木教育長さんがおっしゃったように、教育委員会だけではやれない。したがって首長部局と十分連携して、仕事を進めていかなければならないように変わってきているんだろうと思うんです。また、現実が変わらなければいけない。

先ほど鈴木さんからお話があったように、おらが村の劇場というの、やはり従来は行政が与えていたのを、逆に昨今では、行政は施設を建てるだけで、後はそれぞれ使ってくださいという極端な形になってしまい、そこにおらが村の文化政策をどうするかという意識がなく、そのところで問題が生じていると私は伺ったんですけれどもね。

木田 鈴木さんが提示されたのは大変本質的な問題だと思います。劇場が「おらが村の劇場」になっていないということであれば、真に学校が「おらの村の学校」になっているかと必ずし



小川 正人氏

もそうではないんです。建物は「おらが村の学校」ですが、教育はどこかで誰かがやっているという受け止め方ですよ。ですから、例えていうならば、やっている芝居がどこのものだからよくわからないというのは、学校の場合も同じなんです。それをもう少しおらが村に引き寄せるためには、個々の学校の問題だけではなく、教育行政の在り方、地方教育行政制度、更に地方自治制度というものにも関係してくる事柄だと思います。

その一方で、また逆のようなことを申しますと、市町村に教育研究所がかなりできています。今の子供が家庭内で暴力を起すとか、学校へ行かないとかいうような問題に対して、一番早く市町村が敏感に対応したのです。学校へは行きにくい、学校の先生に相談したら、これはち

よっと困ったことも起きる。そこで、学校ではない教育研究所というのをつくって、児童相談を始めた。これが今日の登校拒否などに関するカウンセリングの始まりなんです。その意味では、必要に応じて市町村が早く動いているという実態もあることは理解しています。

ですから、基本的には関係者の意識の問題で、「おらが村の学校」をどこまで実現していくか、そのためには何が必要かということを知覚してあげなければいけない。子供の問題が起きたら、まだ、国も県も知らん顔をしているときに、教育研究所のようなものが市町村にできちゃっているということもありますから、私は公立学校を取り巻く現行の教育委員会制度や教育行政制度は、今後とも結構機能していくのではないかと思います。

教育委員会の新しい役割—イギリスの例

小川 私からは、主体的な教育行政の展開というような問題に絡めて話をさせていただこうと思います。その前に、今回の中教審答申の趣旨やねらいは何であるかということについて、冒頭に徳永課長さんからも説明がありましたけれども、更に詳しく述べたいと思います。

国分先生からもお話がありましたが、今回の中教審の提言は基本的には法制度的な関係の見直しということではなかったと思います。国と地方の関係と言った場合には、法制度的な、法に基づく権限関係という側面と、実務執行上のレベルでの関係、行政機能的な関係という二つの側面があるわけですが、法制度的な関係については、現行の文部省設置法や地教法を見ていくと、基本的には分権的な仕組みであるのは

事実です。

ですから今回の中教審の答申は、そうした分権的な法制的仕組みについて見直すということではなくて、あくまで実務執行上の行政機能的なレベルでの集権的な仕組みを見直そうということが目的ではなかったかと思えます。ではなぜ行政実務的あるいは行政機能的な関係が集権的だと言われてきたのかというと、いわゆる55年体制のような政治状況の問題とか、市町村の専門的な事務処理体制の不十分さ等があって、国や都道府県が何らかの基準を設定し指導・助言を行うことが強く要請されてきた。そうした理由で本来分権的であるはずの法制度のもとで、行政執行の面で集権的な様相が生まれてきたということが実相ではないかと考えています。現場より近いところが自己責任を持ちながら、地域の要望に的確・敏速に対応しつつ、教育行政や学校の運営を進めていく観点から、行政執行上の仕組みを見直し、運用についても見直しを図っていくということが中教審答申の趣旨であると理解しています。

また、今後の主体的な教育行政の展開について、今回の答申の目玉の1つは、国・地方の関係の見直しということと教育委員会と学校の権限関係を見直して、学校への権限委譲を進め、学校の自主性・自律性の確立を図るということだと思います。しかし、学校への権限委譲、学校の自律性の強化ということをとらえて、そのことが、あたかも市町村教育委員会の役割を小さくさせるべきだという見解として、一部から聞こえ始めているんです。だが、それはちょっと違うと考えています。学校への権限委譲とか学校の自律性の強化により、市町村教育委員会の

役割とか機能は新しい形でますます求められるようになると考えています。

学校への権限委譲、学校の自律性の確立の延長線上で、市町村教育委員会の役割を縮小すべきだというような議論の1つの論拠となっているのは、イギリスにおける保守党政権のもとでの1988年法です。そのイギリスの1988年法は、地方教育当局(LEA)、つまり日本でいう教育委員会に相当する機関の権限を縮小して、人事、財源、カリキュラム関係の権限を大幅に学校に委譲することを進めました。学校の自律性の拡大を軸にして、学校改革を進めていき、LEAは縮小すべきだし、解体すべきだという考え方です。

しかし、最近、イギリスでは地域の学校の発展にとって、LEAの果たすべき役割が再認識されはじめているという話が耳に入ってきます。今の労働党政権のもとで、LEAの果たすべき役割への期待は大きく分けて3つぐらいあるようです。1つは、各学校における教育実践活動についての目標設定をサポートするための様々な情報提供を行うという助言的な役割。2つ目には、各学校が新しい課題にチャレンジしていくための支援を行う役割。それは、例えば、全国の色々な実践事業を紹介するとか、困難校への重点的なサービス、サポートを行うとかというような、学校改善に向けての様々な専門的サービスを提供するということです。また、各学校への権限委譲による自己責任の拡大については、一方で、やはりどこかでチェックしなければいけないということになります。そういう点でLEAが、学校改善に対する評価的な役割を果たしていくということです。これが3つ目の

役割です。各学校が特色ある学校づくりに取り組む場合、それが全国ないしは他の学校と比較してどうなのかという、比較分析にかかわるようなデータをLEAが出すとか、あるいは地域住民の関心とか保護者の関心などをLEAが様々に調査して、そのデータを各学校に提供するとか、LEAに今新しい役割が求められ始めてきているらしいんです。

今後、日本で、各学校への権限委譲とか学校の自律性の確立ということで様々な取組が動き始めてくると思いますが、市町村教育委員会が各学校の改善やチャレンジを促すためにどのような役割を担っていくかを考える際には、今紹介したようなLEAの動きはかなり参考になるのではないかなと思っています。

学校の負担軽減の必要性

木田 今の小川先生のお話のうち、地方教育当局が学校の支援をしていくということについては、私も同感です。学校の事務的な負担をいかにして軽減するか、あるいは効率的に処理していくかということは、学校の運営を適正にするためにかなり大事なことなのです。現在、子どもの数の減少に伴い規模の小さい学校が多くなっていますが、1学年1学級の小規模な小学校や中学校が、今のような形で学校事務の処理を続けていくことは問題だと思います。

このことについての基本的な問題点として、給与を都道府県が負担しているのはいいが、給与の支給事務を全部県の教育事務所と学校の事務職員でやっているということがあると思います。とにかく、学校というものをある面ではもう少し身軽にしてやらなければと思います。今

のような小さい学校に、事務を全部おろしていくというのは、改善する必要があると思いますかどうかでしょうか。

学校の負担軽減と教育委員会の事務処理体制

佐々木 例が適切かどうかわかりませんが、市内の学校に他の町村から転勤で来られる校長先生方の中には、市立学校であるのに学校のことはすべて県がやるものだという意識ができあがっている方もいます。ですから、本来県の教育委員会が権限をもっている県費負担教職員の人事だけではなく、学校の予算や事務に関すること、あるいは服務に関する問題についても、設置管理者である市の教育委員会を通り越して、すぐに県の教育委員会や教育事務所に相談に行ってしまう校長先生がいるのはたいへん残念だと思います。こういう傾向が町村立の学校に勤務していた校長先生に比較的多く見受けられるということは、やはり小さい町村になれば教育委員会や学校の事務処理体制があまり整備されていないので、すべて教育事務所の方に持って行くというような意識が生まれやすいのではないかなと思います。

管理から支援へ

國分 今度の中教審の答申でも、学校事務の合理化、共同処理等々のことがだいたい言われていますが、事務だけでなく、要するに学校に持ち込んでくるものが多過ぎるわけですからね、あらゆるものが来る。それから、持ち込んでこられるだけでなく、学校が逆に離さないというものがあるんだろうと思うんです。例えば、

先ほどの芸術文化活動にしろ、スポーツ活動にしろ、学校が一々やらないで、地域の色々な活動に任せて、必要があれば学校の単位として認めるというような工夫をすることによって、学校がもう少し身軽になることが必要ではないですか。そしてそのことによって、市町村レベルでのそうした様々な活動が、それは何も公の活動でなくていいので、民の活動でいいと思うんですが、それらが両々相まって活発になっていくのは好ましいことだと思うんです。学校は、忙しい忙しいと言いつつも、そういうことはなかなか離さないんですね。その辺はやはり意識改革が必要じゃないかなと思いますね。

先ほど小川先生がおっしゃったことに関連して申し上げたいのですが、国から県、県から市町村、市町村から学校、あるいは地域というように権限委譲なり、ウェートなりが移っていくという大きな流れがあるわけです。従ってこれからは、学校は県や市町村の指導に従っていればいい、市町村は県なり国の指導に従っていれば無難に過ごせる、そこでもって判断を停止してやっているというわけにはいなくなります。今度は自分が判断し、その結果は自分が責任を負うということですから、基本的には自己責任が非常に大きくなっていくだろうと思うんですね。それとの関連で、市町村の権限が学校に行ってしまうから市町村の役割がなくなるかという、そうではありません。例えば、学校との関係で言えば、今まで管理したり指導していたことが、今度は支援するということになるわけですね。それから社会教育活動、文化活動について言えば、教育委員会が直接実施していたのを、これからは支援する形になってきます。し



國分 正明氏

かし、この支援というのは、かなり難しいことだと思うんですよ。鈴木先生の舞台芸術でも、役者さんもまあ楽ではないでしょうけれども、やはり照明や音響や舞台監督など、舞台裏で支えている人たちの役割というのは非常に大きいわけです。むしろ自分でやっているほうが楽な位で、役者が見栄えがするように支えるということは、大変難しいことですから、市町村教育委員会はむしろ今までより難しい仕事をやらなければならぬと思います。

佐々木 市町村の教育委員会は、学校が色々な取組を進めようとしたときに、それを受け止めて、度量を大きくして対応していかなければなりません。それから校長先生たちは、リーダーシップを発揮して自ら色々と考えなければなりません。自分の学校や地域、子供のことはもち

ろん、職員のこと、PTAや地域のことをいつも校長先生は考えなければいけない。だからこれからは、生徒と一緒に校長先生も自ら考える、いわゆる「生きる力」ですか、それは先生も生徒も一緒です。

木田 日本の教育委員会制度は学校だけじゃないということにもかなり大きな責任があるんですよ。子どもの教育だけではなく、地域の住民の社会教育や生涯学習、更には文化、スポーツまで守備範囲としているわけなんです。その意識をどういふふうに関係者に持ってもらうかというところが、イギリスのLEAとかアメリカのボード・オブ・エデュケーションというものは、学校だけだから非常にシンプルなんです。

しかし日本の場合、大人を相手にした、民間教育事業から何からひっくり返して、どう対応するのかという課題が教育委員会にはあるんです。これについては、昭和31年の教育委員会制度の改正のときに、学校教育以外は市町村長の担当にすべきではないかという意見が出されたのです。そこは議論を重ねた上で今のようになっているのですけれど、肝心の教育委員会の側に十分な意識がないんです。だから最近、芸術・文化は、文化財保護を除いてはみんな市長部局の方でやらせてくれという話が出る。ところが市長部局が担当したとしても、地方公共団体自体に芸術・文化の内容をどうしていくのかということについての関心が低く、一生懸命施設を整備した後は、それを公平に提供しますということだけに終始してしまふ。これでは、真の文化振興ということにはつながらないと思います。

徳永 お話を聞いていますと、学校に限らず、

劇場など一種の専門的な機関に対して、自律性を与えるという御意見が出されました。そして、このことは中教審の答申でも提言されています。その一方で、公の施設、これは使用上の制約があるような地方自治法上の公の施設というよりも、税金で運営をしている、公財政で運用しているという意味での公の施設ですが、その運営については住民に対して十分説明をし、また責任をとるといふことが求められていると思います。そうすると、劇場であるから、学校であるから、病院であるから、というように専門的な機関であるからといって、住民に説明できない、住民に責任をとれない、専門家任せでいいということ、適切ではないと思います。そこで今回、中教審の答申の中で住民に対して十分説明をすることとか、あるいは評価をしていくんだというようなことが打ち出されたのだと思います。私自身の経験からいっても、例えば、市の音楽ホールの音楽監督が現代音楽が大好きで、現代音楽ばかりやるわけですね。そうすると、市民の一部には、あれだけの経費を使って市民には還元しないのかという意見が強く出されたことがありました。今後は、そういう専門性と、住民に対してきちんと説明をして、活動を評価していく必要性と、それをどうやって両立していくのかということが、大きな課題の一つとなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

地域における文化振興の在り方

鈴木 僕は、文化を消費する市場としての東京というものはあると思いますが、文化を生み出す工場としては東京は適切じゃないと思って、ア

メリカとかフランスの例を参考にして色々な活動を地方でやってきたんです。それで、つくづく思ったのは、オペラ歌手とか演劇人とかダンサーというのは、教師としてはありますが、それ自体の職業としては、一定の規模の都会以外では日本では成立していないんですね。これら以外のほとんどの職業は東京にあれば、東京以外の地域にも在存するんですよ。ところが、舞台芸術の職業は成立していないんですね。

職業として成立しないということはどういうことかという、要するに舞台芸術が生活の中に定着していないんですね。つまり、地方には、観念として芸術があるだけなんです。観念としての芸術なので、やはり具体的な人格がその芸術を背負っているというようには、地方の人には結びつけて考えにくいんですよ。ですから、東京から来た劇団が3日ぐらい公演をやりまふと、公演を見に行きますが、それを芸術作品だと受け止めるのです。その芸術を背負っているのは、こういう人間です、職業として錬磨し、鍛錬し、そして現在がある。ここに1人の人間の生き方があるのだという受け止め方にはならないんですよ。地域の住民が、そういう舞台芸術を見る場合、これも1つの立派な生き方だ、その人はやっぱり精神的にも立派だし人格的にも素晴らしいという証明があった上で、前衛であったり、その素晴らしいものがなければ、それは本来説得力を持たないんですね。

ですから、ともかく舞台芸術のプロセスをどうやって公開するのか、どう住民に見させるのかという観点からの演出が必要だ思います。そして、そのことが舞台芸術や新しい芸術活動が世の中に浸透していく場合の重要なポイントで

あって、プロセスを見せること自体が人間教育なんだというふうな発想をちょっと切りかえないといけない。そうしないで、結果としての作品を見せていけば、それだけで、教養も高まり感性も豊かになるというのはうそだと最近思っているんですがね。ですから、地方課長さんの紹介されたお話も、そのところが欠落しているんだと思います。

木田 地方にも薪能だとか民話だとか、色々な文化を大事にしようという動きは現にあるんですね。私は市川市に住んでいますけれども、市川市の教育委員会がまとめた、市内に伝えられている民話を集めた本があるんです。色々な民話を学校の先生などの協力を得て集めて、この地域には昔こういうことがあったという物語を一冊の本にしてくれている。これは読んでおもしろいんです。ああ、今住んでいるところは昔はこうだったかというようなことがわかる。そこまでは、教育委員会も現に仕事をしてきているわけですが、一気にオペラのアリアを聞かせるというところまでの飛躍はなかなか難しいんじゃないでしょうか。

先日、大岡信さんの、「なぜ日本の短歌は短いか、俳句は短くて句になっているか」という話を聞いたんです。その中に出てきたのは、日本は世界のどこと比べても短句型文学に親しんでいる人口が多いということです。これは大変な生活文化なんです。芸術文化活動の素地はあるんです。ですから、そういう素地に立って、市民の間に芸術文化活動に親しむという意識を育てていかなければならないと思います。これはちょっと時間がかかりますがね。

鈴木 僕はジュリアード音楽院で3年間教えた

経験があります。あそこは音楽で有名ですけれども、演劇科もダンス科もあります。その時に思いましたが、日本の伝統は歌舞伎だとか能だとか相撲だとかいっていますけれども、今後例えば、日本人が英語をマスターしていく、それから外国人が歌舞伎の所作を身につけたりすれば、聴衆が英語を理解できるとするならば、日本の役者のほうが劣るかもしれない、違ったものだけれども、こっちの方がいいという時代が来るという気がちょっとするんです。仮に日本人の観客が英語がわかるようになったらという話ですけれどもね。

つまり、アメリカ人が歌舞伎の所作を徹底的に分析して、組み立ててきて、英語の歌舞伎をやり出すとします。そのときに日本の観客が、日本語の歌舞伎のほうがすばらしいと言えるかどうかということです。「日本の文化はすばらしいんだ」というための防波堤は何なんだということを考えるんですね。

どこが防波堤だというと、やはり私は人間の全体性だという考えにもう一回戻る以外にないと思うんです。人格であるとか、伝統的な文化などで築かれた五感ですね、五感のバランスが良く、感性豊かであるとか、そういうような人間の全体性というものを無視して、結果だけで物事を評価することはできないし、それを無視した文化の普遍性というものはないのだという考え方で防波堤を築く以外にないと思います。

こうした感覚を東京で養うことは、もう私は出来ない気がしますね。つまり東京が、これだけインターナショナルな大都市になって、インターネットなりコンピュータ、電気とか石油・ガスなどの非動物性のエネルギーを使って、そ

れをコントロールする能力が秀れた人間が優秀な人材であるとされる地域になりますと、例えば動物性エネルギーを鍛錬し錬磨し、それによって人格を養う、精神性を極め、高める、そしてそれが調和ある人間社会をつくることにつながるというような観点、つまり動物性エネルギーの独特な鍛錬が日本文化であるという観点は、成り立たない。それはもう地方でしか成り立たないと思うんですね。ですから、地方で文化活動、舞台芸術活動をやるとしたら、それはその環境を生かして生き方から取り組むと大きな成果があがると思います。

そうした地方での取組の中で、すばらしい天才がいたり、大衆受けはしないけれども、ある一面ではシャープな人が存在したりして、人間というのは非常に多様なんだというようなことがわかるようになること、それが地方分権ということと同じことなのではないかなと、私の立場では感じます。

徳永 教育委員会が担当している、芸術・文化の振興などに関して、芸術文化はいわば人間としての基盤、精神生活に関係しているという趣旨のご指摘もありましたが、そういうことも踏まえて、これからの教育行政をどうしていくべきだとお考えでしょうか。

今後の教育行政の在り方

佐々木 これからの教育委員会の役割について考えようとする、教育長なり、教育委員なりがまず日本の文化を全体的な目からしっかり見ていくことが、非常に大事になってくるだろうと思います。

また、私たち教育委員会としては、学校教育



佐々木 初朗 氏

は今後も重要なところだと思うんです。そして、学校教育について大切なのは、しっかりした人間を育てていくことです。生き方のしっかりした人間を育てるとはどういうことかと申しますと、言葉、日本の文化、伝統、そういったものをしっかりと身につけさせていくことが基本であると思います。まず小・中学校、特に小学校では基礎をしっかり身につけさせていくということを、大命題としてやらなければならない。それぞれの市町村の教育委員会はこのことについてきちんと対応しなければならないと思います。

しかしそれだけでは教育委員会の役割をすべては果たしていないのであって、これからは、社会教育、それから町づくりといひましょか、文化ですね、鈴木先生が御専門の演劇をはじめ

として色々あるでしょうし、それからスポーツ、そういったものも全体的に見ていく。そういう角度の広い、広角性を持った教育行政をやらなければならないと思います。そのためには教育長にはどういう人が必要か、あるいは校長にはどういう資質を持った人が必要かということになりますが、私は従来の文部省の施策、地教行法が定めている現行の制度は決して間違っていなかったと思うんです。確かに過去には、物足りないぞ、あるいはおかしく傾いたぞという場面が色々ありました。今から振り返れば文部省がしっかりしていなかったら、更には地方も、両方しっかりしていなかったら、今ごろ日本の教育はどのような方向に向かっていかわからないという、かなり危機的な時代もあったわけです。それを文部省がきちっとした方向性を持ってやってきた。色々批判もあったようですけども、このことについてはきちんと評価しなければならないと思います。

従って、私はこれから大事なものは、制度の問題というよりは運用の問題だと思います。運用の問題というは改革を避けているようですけども、そうではなくて、市町村側の受けとめ方をきちんと見直していくということです。受けとめる方の受けとめ方が非常に主体的ではなかった。だからこれからの市町村の教育委員会では、自分たちの教育委員会の在り方というものを、それぞれが教育長の立場を踏まえて、自分の考える行政をやっているような時代が早く来てほしい、そして早くそうなるよう努力しなければいけないと思っています。

小川 市町村教育委員会の在り方のかかわりで、今、特に地域社会がどういう方向に来ているか

というようなことと、市町村教育委員会の果たすべき役割というようなことを関連づけて議論する必要があると思うんです。今は少子高齢化、そして経済不況、過疎化ということが、多くの市町村で起こってしまっていて、その中で地域社会における教育の政策的なプライオリティというのが、かなり落ち込んでいるんです。

去る6月に、時事通信社が全国の市町村長に対して行ったアンケート調査の結果を見たんですけれども、政策的プライオリティの高いものは圧倒的に福祉、財政、そして不況対策で、教育というのはわずか5～6%で、10何番目なんですよね。このように、地域における教育の政策的プライオリティが非常に低くなっているという中で、どうやってプライオリティを高めながら、厳しい経済状況の中で必要な財源を確保して、教育・文化政策を進めていくのか。まさに、こうしたことにより、こうした企画力、政策立案の能力がこれまで以上に問われ始めているわけですし、こうした企画力、政策立案能力をどうやって高めていくのかということが今後の大きな課題だと思います。

そうした市町村の状況を考えると、分権改革は重要ですけれども、国と都道府県が果たすべき役割というのは、また違った意味で極めて重要になってきていると思います。特に都道府県の場合には、機関委任事務制度の廃止による、自治事務の増大、国からの権限委譲などにより、都道府県教育委員会の権限、裁量が、これまで以上に拡大する方向にあるのは事実だと思います。このようなことから、都道府県教育委員会の果たすべき役割ということが、改めて問われてくるのかなと考えております。従って、市町

村教育委員会の問題についても、ある意味では都道府県教育委員会の在りようが、大きな影響を及ぼしていくのではないかと。都道府県と市町村の関係の在り方というのは、地方教育行政にとってはこれからの大きな課題になっていくと思っています。

國分 教育委員会関係者、あるいは学校の関係者にとって、今最も大事なことは、意識改革だと思うんですね。先ほどもお話がありましたように、運用として、あるいは意識として、国の指導に従う、教育委員会の指導に従うというのは、教育委員会や学校のいわば体質になっていたと思うんですね。それを変えていくためには、それぞれの関係する人たちの意識の改革ということがまずなければならないと思います。

そういう意味で、市町村の教育委員会にとっては、教育委員はもちろんです、まず、教育長がしっかりした意識を持って教育行政に取り組んでいくことが大切で、そういう人材が教育長ポストに就いていることが大変大事なことだと思います。

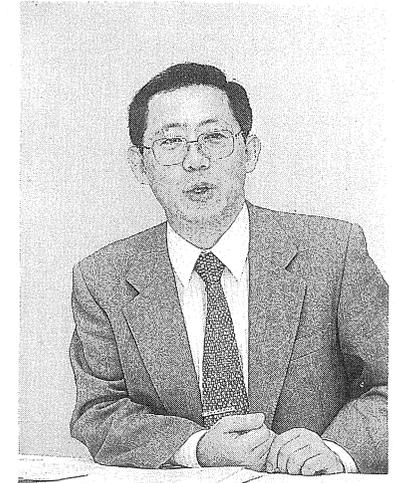
学校教育についていえば、先ほど地方課長さんから自己評価というお話がありました。また先ほど「おらが村の学校」といっても教育の内容、活動は含まれず、教育委員会にとっては建物施設などのいわば物としての学校であったというお話がありましたけれども、住民にとっては本来決してそういうものではなかったんだろうと思うんです。ところが現状では学校はややもすると閉鎖的になっていて、住民が近寄りたいたいものになっている。また、無理に内部にかかわろうとすると、これを学校側がシャットアウトするという傾向があったわけです。しかし

ながら、これからは地域住民に、単に物としてのおらが村の学校ではなくて、そこでの活動自体もおらが村の学校での活動だというように受け止めてもらうようにしなければならないと思うんです。

そういう観点から、今回の中教審の答申でも、いろいろな形で学校の場に、地域住民の参画を得るということを提言しています。また、現在は学校要覧などに書かれている「当校の目標」は、どこへ行っても大体似たようなものですが、そこに独自性を出して、地域の人たちにも「我が学校はこういうふうにする」、そして1年なり何年たったら「うまくいった」とか「いかなかった」とか、「ここまで達成できた」とかという説明を行うことが重要です。そしてそれによって物ではなく、教育活動もおらが村の学校というふうになると思いますが、そのためには教育関係者、教育委員会関係者、学校関係者の意識改革というものが何よりも大事です。

小川 今の國分先生が述べられた、意識改革ということはとても大切な問題だと思います。それに関連して、先ほど触れた市町村教育委員会の企画力、政策立案能力に関係するのですが、今後の教育委員会の在り方について述べさせていただきます。

戦後長い間、教育関係予算が伸びてきた背景としては、むろん関係者の大変な御努力はありますが、それとともに、教育行政・学校教育行政がその対象とする子どもの数が増えていたということが基本的な要因としてあるわけです。それが、御案内のように少子化の時代を迎えた。一般的に言って、行政対象分野が縮小する領域



徳永 保氏

というのは、関連予算の額も減る可能性が高い。例えば、石炭産業の分野なんかはその典型ですよ。あるいは、予算を支出することについての幅広いコンセンサスを得にくくなるのではないかと。

このように考えると、教育の分野はまさにアゲインストの風が吹いているわけで、言葉は必ずしも的確ではないかもしれませんが、いわば一種の構造不況に陥り始めているといっても過言ではないと思うんです。この状況をどう打開していくかが、各教育委員会にとっての大きな問題だと思います。もちろん私は教育関係予算の停滞を容認しているわけではないんです。その逆です。しかしながら、教育関係者の立場からちょっと距離を置いて考えてみますと、従来型の発想に立つだけでは、今後教育委員会の予

算、ひいては担当する事務・事業が大きく伸びていくことは残念ながらあまり考えられない。

ではどうすべきか。その際に考えるべきことが、中教審の答申でも取り上げた、地域コミュニティの育成や地域振興というテーマだと思います。もちろん、これは仕事の減った教育委員会の新たな仕事探しといった次元の話ではないと理解しています。この対談の読者の方も、中教審答申第4章をお読みになればおわかりいただけると思いますが、中教審の提言は子どもを地域全体で育てていこうという教育改革の理念に沿って、いわばそのためのインフラストラクチャーとしての地域コミュニティを整備充実しようという発想です。そのために教育委員会が何が出来るかが問われていると思います。

地域コミュニティや地域振興という何となく民生担当部局や企画開発担当部局の仕事というイメージをお持ちの方も少なくないと思いますが、そういった従来の発想を転換し、意識を改革することが求められているのではないのでしょうか。地域を振興し、住みやすいふるさとをつくるということが地方公共団体の基本使命でしょうから、地方公共団体の執行機関の一つである教育委員会も、教育、文化、スポーツに関するノウハウを活用しながら、地域づくりのために積極的に仕事をしていくことが求められると思います。

そして、そのことが地域の教育機能の向上や、生涯学習や文化、スポーツの振興につながっていく。例えば、学校開放による講座の提供も、地域を支える人材育成という観点に立てば、地域経済の基盤づくり、地域振興の基盤づくりとしての役割も担っています。そうした立場から、

経済担当部局なども協力しながら、学校開放講座の予算や内容の充実を図っていく。こんなイメージです。

さらには、地域の専門的教育行政機関として、地域の大学や短大などの高等教育機関とのネットワークづくりに取り組み、公民館などでの公開講座の充実に取り組むなどということなども考えられると思います。

先ほども、市町村教育委員会の役割、機能が新しい形で求められ始めていると言いましたが、地方財政も極めて厳しい時代を迎えており、首長の財布のひもが緩むことは当分考えられないと思います。その時にどう教育行政の充実を図るか、まさに教育委員会関係者の手腕が問われる時代に入ってきたと思います。大変な時代ですが、地域の方々の期待にこたえた積極的な行政運営をお願いしたいと思います。佐々木 今回、皆さん方のお話を伺って、私もあらためて教育委員会の使命の重要性について、思いを新たにしたい気がします。今日まで、全国3300近くの教育委員会は懸命に教育行政充実のため努力してきたと思います。そして、その中で挙げてきた成果には極めて大きいものがあつたと確信しております。

しかしながら、学校週5日制の完全実施、学習指導要領の改訂の準備など色々な教育課題に対応し、先ほども述べたような生き方のしっかりした人間を育てていくためには、今回の中教審の答申で提言されている主体的、積極的な教育行政展開のための制度改革や制度の運営の改善、そして木田先生、國分先生や小川先生が触れられた意識改革への取り組みなど総合的な対応を行うことが必要であろうと思います。また、

そうした取り組みが、鈴木先生が述べられたような地域に根付いた文化振興など、地域の方々の期待や信頼にこたえる教育行政の展開につながると思います。

文部省の方でも中教審答申を踏まえて教育委員会制度の見直しに係る法律を来年の国会に提出するというので、現在準備中であると伺っておりますが、そのような国全体を通しての制度改正とともに、私たち教育委員会関係者も地方教育行政の改善のため、各地域で積極的な取り組みを進め、その責任を果たしていかなければと思います。

戦後の我が国の教育は量的にも質的にも極めて著しい発展を遂げてまいりましたが、その原動力として教育委員会及びその関係者が大きな役割を果たしてきたことについては今さら申し上げるまでもありません。しかしながら、知識偏重の学力観や受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題の深刻化、家庭や地域の教育力の低下など教育の現状は極めて憂慮すべき状態になっていると思います。

このような状況の中で、子どもたち一人一人の個性を尊重し、考える力や豊かな人間性などの生きる力を育むための教育改革の推進が求められておりますが、そのような改革を進めるためには、各地域と学校が実際にどのような取り組みを行うかにかかっております。つまり、すべての学校がその特色を生かして、創意工夫を凝らした教育活動を展開するとともに、地域全体として、子育てを支援し子どもの成長を支えていくような取り組みを展開することがこれからは重要になってまいります。

中教審の審議はこのような問題意識のもとで

行われたと理解いたしておりますが、答申においては、教育委員会の役割として、このような学校も含めた地域全体の教育への取り組みを積極的に支援し、また、そういった地域の様々な活動をコーディネートする機能を持つことが提言されております。そして、教育委員会がそのような役割を十分担い、主体的、積極的な教育行政を展開できるようにする観点からの教育委員会制度の見直しも提言されております。

先ほどもお話がありましたが、文部省では、この中教審答申を踏まえた所要の法律案を来年の通常国会に提出するのをはじめ様々な改善方針に積極的に取り組むことといたしております。しかしながら、現状を積極的に改革していくためには、制度改正とともに、佐々木教育長さんも言われているように、各地域の教育委員会や学校における積極的な取り組みが極めて重要であると考えております。教育委員会関係者をはじめとする関係各位の一層の御理解、御協力をお願いいたしまして、この座談会を終わりたいと存じます。本日はありがとうございました。

■ 昭和23年に教育委員会法が制定され、教育委員会が設置されて、今年で50年を迎えた。

教育委員会は、戦後の混乱期に、日本再生の礎としての教育を充実するため、地域における教育行政を担う行政機関として発足した。昭和31年には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され、現行の教育委員会制度が確立された。

教育委員会制度は、その発足以来、我が国の教育の発展の一翼を担うものとして重要な役割を果たし、関係者の努力により、現在の発展をみている。

■ 平成10年9月21日に、中央教育審議会より答申「今後の地方教育行政の在り方」が提出された。

答申では、「現在、心の教育の充実、個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現などの視点から教育改革が進められているが、教育改革の成否は、各学校と各地域が教育改革の理念と目標を踏まえて、実際にどのような取組を行うかにかかっている。すなわち、すべての学校がその特色を生かして、創意工夫を凝らした教育活動を展開するとともに、地域全体として、子育てを支援し子どもの成長を支えていくような取組を展開することが不可欠である。」と述べられており、教育委員会の果たすべき役割はますます重要になっている。

■ 本号は、教育委員会制度50周年記念号とし

て、「今後の地方教育行政の在り方」を特集し、座談会、論文、提言を掲載している。

「これからの教育委員会に求められるもの」と題した座談会には、小川正人氏、木田宏氏、國分正明氏、佐々木初朗氏、鈴木忠志氏に参加していただき、教育委員会の地域へのかかわり、教育委員会の新しい役割、地域における文化の振興といった観点から御意見をいただいているのでお読みいただきたい。

論文は、中央教育審議会の地方教育行政小委員会座長をされた河野重男東京家政学院大学長に御執筆いただいた。「今後の地方教育行政の在り方について」と題されたこの論文では、「中央教育審議会答申について、期待されることを一言にして言えば『答申は実現されるのみ』である。」として、実現への強い期待と要望を述べられている。

提言は、今村武俊氏、永井順國氏、市川正氏、伊藤義夫氏、天笠茂氏、山本恒夫氏にそれぞれの立場から御執筆いただいているので、お読みいただきたい。

座談会に御出席いただいた皆様、御執筆いただいた皆様に厚くお礼を申し上げます。

■ 本号では、ほかに、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方」とその解説、解説「教育委員会制度50年の歩み—その成立と定着—」、年表「教育委員会制度50年の歩み」を掲載している。



平成10年11月10日発行	定価600円 本体571円 (〒76円)
著作権所有 文 部 省	
発 行 者 第一法規出版株式会社	
東京都港区南青山2丁目11番17号	代表者 田 中 英 雄
印 刷 者 大日本法令印刷株式会社	
東京都港区西新橋3丁目6番10号	代表者 田 中 忠
発 行 所 第一法規出版株式会社	
東京都港区南青山2丁目11番17号	
電話03-3404-2251(代)	
本誌に掲載した記事中、意見にわたる部分については、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。	